学研労協 NEWS ニュース

関東財務局宿舎対策課長に対して 公務員宿舎廃止、使用料の見直しに関して交渉

12月20日15時から、関東ブロック国公は関東財務局宿舎対策課長に対して公務員宿舎使用料の見直 しに関する要求書を提出し、交渉を行いました。学研労協もつくばの宿舎問題で発言してきました。 交渉では、1. 宿舎・駐車場使用料の値上げの撤回、2. 生活実態に配慮した経過措置、3. 被災地に所 在する宿舎に対する、値上げの不実施等の別途措置、4. 廃止宿舎に対する値上げの不適用、5. 国の 責任による必要な宿舎の確保、6. 老朽化した宿舎の修繕・耐震化等を求め、これらの要求に対する関 東財務局の回答を得ました。回答の内容は概略下記の通りでした。

昨年の宿舎削減計画の通りであり、厳しい財政状況のなかでなされた国会決算委員会決議等をふま えて宿舎見直しについて公表したものである。給与減額措置終了後引き上げを開始する。激変緩和の ため、2年ごと3段階で引き上げる。単身赴任者に対しては軽減をはかりたい。各省庁が必要とした宿 舎数の累計を確保した。廃止しないものは、予算の制限もあるが、耐震化等整備する。

この回答に対して交渉参加者から、多数の意見が出されました。以下、主なやり取りを記載します。 (関東ブロック国公からの意見を★で、関東財務局の回答を●で示します)

★以前の削減計画との関係はどうか。●以前の計画からの深掘りであるが、廃止から存置への変更もある。
★存置される16.3万戸という数字は動くのか。●5類型に基づく必要数を省庁からつめて、財務省理財局が
積み上げた。基本的この中で。5類型毎の枠の運用を進めるが、5類型の適用・運用は省庁の責任。どこを廃
止するかは、理財局と省庁の協議で決められたものである。★退去期限・原状回復・移転料における配慮を
求める。●期限は来年1月中に周知する。すでに公表されている工程表に沿って、省庁が期限を設定するだ
ろう。移転料は個人負担である。ただし退去が要請から1年以内に求められる場合には、省庁の予算措置に
より負担できる。原状回復義務は、これまでの廃止計画と同様な取り扱い。★個別具体的な事情への配慮を
求める。●個別事情があるのは理解するが、出て行ってもらう。対応はこの場で回答できないが、一定の期
間を設ける等するのではないか。5類型に入らない退去についても考慮したい。★廃止宿舎の「○○の一部」
とされている部分を明らかに。●まもなく周知できる。★廃止の基準は?●古い順、規模の小さい順、コス
ト比較。★独法が保有する宿舎の計画は?●「行革実行本部」で見直し・決定するので、理財局は手を入れ
ていない。★緊急参集の可能性があるが、職場の近くの宿舎が廃止対象にされた。参集可能と考えているの
か。●緊急参集は勘案済み。★子供の教育に対する配慮を求める。●越境通学等など教育委員会等への働き
かけはできる範囲でやりたい。

さらに、★住居手当が必要になり、人件費を圧迫する。★小中一貫校・中高一貫校の設置等教育事情が変化しているので、慎重に対応すべき。★宿舎を廃止することは、これまで一体として整備されてきた街に大きな影響を及ぼす。などの問題が指摘されました。

今後、つくば固有の宿舎問題も取り上げ、交渉を続けていきますので多くのご意見をお願いします。